

## 彦根愛知犬上地域新ごみ処理施設整備連絡協議会設置要綱

(令和 2 年 8 月 3 日組合告示第 6 号)

## (設置)

第 1 条 彦根愛知犬上広域行政組合(以下「組合」という。)は、彦根市清崎町に計画している新ごみ処理施設の円滑な整備を図るため、彦根愛知犬上地域新ごみ処理施設整備連絡協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

## (目的)

第 2 条 協議会は、地域住民と組合が情報の共有および意見交換を行い、相互の理解を深めるとともに、地域環境の保全、地域住民の安全・安心の確保について協議し、その協議内容を事業に反映させることを目的とする。

## (協議事項)

第 3 条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 新ごみ処理施設の整備に関する事
- (2) 新ごみ処理施設周辺の地域環境の保全および公害防止対策に関する事
- (3) その他必要な事項

## (委員)

第 4 条 協議会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから組合の管理者が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 建設候補地の住民代表
- (3) 建設候補地周辺地域の住民代表
- (4) 建設候補地が所在する市町で環境保全に取り組む者
- (5) 建設候補地が所在する市町の関係行政職員
- (6) その他管理者が必要と認める者

## (任期)

第 5 条 前条に規定する委員の任期は、2 年とし、再任は妨げない。ただし、地区の実情等によって任期途中で交代は認める。

2 任期途中で委員が交代した場合における後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (会長および副会長)

第 6 条 協議会に、会長および副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第 7 条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 委員が出席できない場合は、代理の出席を認める。

## (意見の聴取等)

第 8 条 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

## (会議の公開)

第 9 条 会議は、原則として公開するものとする。ただし、会長が必要と認めたときは、

公開しないことができる。

(事務局)

第 10 条 協議会の事務局は、組合建設推進室に置く。

(委任)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

- 1 この告示は、令和 2 年 8 月 3 日から施行する。
- 2 この告示の施行後最初の会議は、第 7 条第 1 項の規定にかかわらず、管理者が招集する。